

独文和訳業務 (von H. Maertens(1884年)の一部)  
仕様書

1. 適用

本仕様は、国立研究開発法人建築研究所が発注する「独文和訳業務 (von H. Maertens(1884年)の一部)」に適用する。

2. 目的

本件は、調査研究の基礎資料作成のため、独文和訳を行うものである。

3. 業務内容

本業務では、von H. Maertens (1884年 (明治17年)) *Der Optische-Maassstab, oder, Die Theorie und Praxis des ästhetischen Sehens in den bildenden Künsten.* (2版) (PDFファイル) を底本とし、第2部及び第3部の全文の邦訳を行うものである (図表・脚注なども含む)。

なお、作成データはWORDで作成し、以下に示す条件を満たすこと。

(作成条件)

・データ概要：

WORD形式

・作成方法：

原文と翻訳案の突合のために必要になるので、必ずページ区切り・段落区切りを明示し図表・脚注等も貼るなど、レイアウトは基本的に原稿と同様の体裁に整えるものとする。フォントは基本的にシステムフォントとし、本文中の文字の強調箇所のフォントは太字にすること。また、既邦訳部分と、できるだけワーディングの整合性を図ること。

なお、原書は2段書きですが、翻訳案は2段書きにはしなくてよい。

・打ち合わせ協議

履行期間においては、3回 (業務着手時、中間時、業務終了前) を基本として担当員と打ち合わせ協議を行うこととする。原則として建築研究所で行うものとするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に応じて、web会議システム・電子メール・電話での打合せへ変更する場合もある。

議事録は受注者が作成し、打ち合わせ協議の日から1週間以内に担当員に電子メールにて送付することを基本とする。

4. 成果品

次のものを成果品として提出すること。

- ・電子成果品を記録した電子媒体 (DVD-R等) 1枚

なお、受注者は、電子媒体を提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新 (アップデート) しなければならない。

5. 成果の帰属

本業務により生じた成果は、すべて発注者に帰属することとする。また、その成果を発注者が取り扱う場合 (使用、改変、公開を想定する)、取り扱い上の制限はないものとする。

6. 履行期間

契約締結の翌日から令和3年12月20日（月）まで

7. 納入場所

国立研究開発法人 建築研究所 住宅・都市研究グループ  
〒305-0802 茨城県つくば市立原1番地

8. 検 収

業務完了後は、当所検査職員による本仕様に基づく検査に合格しなければならない。

9. 秘密の保持

本業務に関しての内容及び収集した資料等については、国立研究開発法人建築研究所の承諾なくして他に漏らしてはならない。また、本業務で発注者が貸与した電子データは、業務完了後に復元不可能な形ですみやかに廃棄すること。

10. その他

本業務の遂行にあたって疑義が生じた場合には、すみやかに担当者と協議し、その指示に従うものとする。

11. 担当者

住宅・都市研究グループ 富田 興二 （内線 5402）

以 上